

商産第765号
令和4年8月18日

新型コロナウイルス感染症の影響に係る
経済対策関係団体会議構成員 御中

沖縄県商工労働部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に
対する配慮について(周知依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

令和4年8月10日に厚生労働省より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(協力依頼)」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)が発出されました。

貴団体におかれましては、引き続き、下記の取組にご理解とご協力を賜るとともに、貴会員・事業者等に周知して頂きますようお願いいたします。

なお、本県では、症状のある方が自ら実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった場合、直接医療機関を受診せず、電話等による医師の問診・診断等が受けられる「抗原定性検査・陽性者登録センター」を整備し、医療機関への負担軽減を図っておりますので、同センターの活用も併せてお願いいたします。

記

- 1 従業員又は生徒等(以下、「従業員等」という。)が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書(ログイン後、ただちに取得可能。別添参照)等により、確認を行うこと。

- 2 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間(※)が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間。

3 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

4 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自らMy HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

【沖縄県HP：抗原定性検査・陽性者登録センター】

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn_touroku.html